平成２１年（フ）第８０８号
鹿児島県鹿児島市上之園町11番地１永仮ハイツ401号
債務者　齊藤　　環
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８１０号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目16番２号
債務者　新留亜沙美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８１１号
鹿児島県鹿児島市松原町14番11―301号
債務者　松元　真澄
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷4507番地３
債務者　壽山　美保
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
　　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
沖縄県那覇市松川１丁目９番45号
債務者　上間眞喜子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４９５号
岐阜県瑞穂市只越997番地13
債務者　若山　文夫
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
　　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６２５号
岐阜県各務原市川島緑町５丁目16番地
債務者　木戸　敏雄
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
　　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６４２号
岐阜県本巣市仏生寺85番地
債務者　村瀬　敬子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
　　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１３１号
岐阜県可児郡御嵩町中2429番地５
債務者　安藤　芳枝
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
　　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第２８６号
三重県津市末広町28番26号　レオパレスサンハーバー104号、前住所青森県青森市大字新城字平岡408番地55
債務者　黒澤　英昭
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
　　津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９７号
三重県津市大園町９番17号
債務者　川上裕美子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
　　津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３０６号
三重県亀山市関町木崎1700番地１、前住所三重県鈴鹿市平田１丁目９番17号
債務者　石塚ひと美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
　　津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１８９０号
京都市北区大宮玄琢北東町３番地43
債務者　田中設備こと　田中　一男
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９６７号
京都市右京区西京極東町２番地の１　西京極団地８棟404号
債務者　古川テル子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９６８号
京都市右京区西京極東町２番地の１　西京極団地８棟404号
債務者　古川千佳代
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１７０号
京都市右京区嵯峨広沢池下町８番地の２　第一グリーンハイツ102号
債務者　倉橋　五郎
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９５９号
兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町７番６号、前住所大阪市西区新町２丁目10番12―702号
債務者　西村　京子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係